

新型コロナウイルス（COVID-19）感染予防に係る対応について

青森県ソフトボール協会

◇ この感染予防対策事項は、青森県高体連ソフトボール専門部が策定した「感染予防のための留意点等（関係者用）」《令和2年6月策定》および日本ソフトボール協会「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）におけるソフトボール活動の再開に向けた感染症拡大予防ガイドライン」《令和2年6月17日作成》等をもとに、本協会が諸大会に関わった経験も踏まえ、一部加除したり表現を変更して策定しました。
なお、今後の諸状況によっては、見直すことがあり得ることにご留意をお願いします。

大会に関係するすべての人は、以下のことの遵守しましょう。

【 大 会 前 】

- ① 大会に参加する者は、所属チーム代表者の許可を得ること。特に、小・中・高校生に関しては、保護者からの同意を必ず得ていること。（代表者は書面で参加承諾をとることが望ましい。） ※参加を望まない場合は、参加を強制しないこと。
- ② 大会に参加を予定している者（選手およびチーム関係者（応援者を含む）、大会諸役員（審判員・記録員等含む）、ボランティア等）は、咳が出たり、発熱（37.5度以上：めやす）があったりするなど、体調不良の場合は参加させない。
- ③ 各チームは選手等の健康状況（大会前2週間）を記入させることに努めること。大会関係者（協会員、保護者等）も同様とする。

以下に該当する場合は、大会を中止する。

- 1 本県で緊急事態宣言が発令された場合。

以下に該当する場合は、大会を中止と判断する場合もある。

- 1 開催地域で、感染者が出た場合。

以下に該当する場合は、チームの出場を認めない。 ◆大会諸役員も同様

- 1 チーム関係者に、感染者が出た場合
- 2 チーム関係者に、濃厚接触者が出た場合

※チーム関係者：監督、コーチ、選手、選手の保護者等

以下に該当する場合は、チーム代表者及び所属支部協会と相談し、該当者およびチームの参加の可否を決定するものとする。

- 1 健康観察期間内に、体調不良者が出た場合
- 2 健康観察期間内に、参加予定選手等の家族に体調不良者が出た場合
- 3 緊急事態宣言の発令地域から選手等が移動し、2週間経過していない場合

※体調不良者：咳がでたり、発熱（37.5度以上：めやす）が続く、倦怠感、味覚嗅覚異常、息苦しさ（呼吸困難）など
37.5度以上（めやす）の発熱が2日以上続く場合や、呼吸器症状、強い倦怠感等新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合は、管轄する保健所の相談センターに電話等で相談し、指示を受けること。
※健康観察期間：大会開始2週間前より

【 大会当日 】

- ① 各チームで、石鹸・消毒用アルコール等を用意し、選手等の手洗い、うがい、洗顔等を徹底する。特に、試合前後は徹底すること。 *手洗いは30秒以上
- ② 主催者は、各会場に、消毒用アルコール等を設置し、大会諸役員やボランティア等に利用させる。「手洗いは30秒以上」等の掲示を行い、徹底させること。
※手洗い場所には石けん（ポンプ型が望ましい）を用意する。
- ③ 選手は、試合中及び練習以外は、マスクを着用すること。大会諸役員やボランティア等もマスク着用を励行する。
- ④ 大会諸役員の朝の点呼・打ち合わせ・連絡等は、ソーシャルディスタンスを確保して行うようにすること。
- ⑤ 大会諸役員等は、受付または朝の打ち合わせ時に検温状況や健康状態を確認すること。
※日本ソフトボール協会作成ガイドラインの別紙で示された「連絡先および健康状態申告のお願い」の提出で確認する。
- ⑥ 監督会議・開会式・閉会式は、原則として行わない。 *来賓の入場は遠慮願う。
※実施の場合は、最小限の範囲内で行う。
- ⑦ 飲み物、タオル、身につける用具は各自が準備すること。
- ⑧ チームから出たごみは、各自持ち帰らせること。また、唾液、鼻水等が付着したごみの処理には十分注意すること。（マスク着用、ごみ袋をしっかりと結ぶ、処理後の手洗い・うがい・消毒等）
- ⑨ 大会諸役員やボランティアおよび観客等から出たごみも、各自持ち帰らせること。大会役員等の弁当等の処理については、主催者の指示に従うこと。
- ⑩ 大会本部等のテント内および試合会場のベンチ内等では、できるだけソーシャルディスタンスを確保するように努める。また、大声を出さないようにすること。

【 試合に関して 】

- ① 試合前後において、手洗い、うがい、洗顔等を徹底すること。 *手洗いは30秒以上
- ② ベンチは、できるだけ前後左右、間隔をあけて設置すること。
- ③ 試合開始・終了の礼は、ベンチ前に整列して行う。
- ④ ベンチ内の3密（密閉・密集・密接）を防ぐため、試合中にベンチ外で待機することを認める。その際、ベンチ入りを認められた者以外の者との接触は禁じる。
- ⑤ 握手、ハイタッチ、グータッチ、ハグ等はない。試合前後の主将、監督、審判員との握手もしない。
- ⑥ グラウンドレベルでの円陣は控える。
- ⑦ 試合中は、選手・審判員等、マスクの着用を認める。
※ 球審のマスク着用を推奨するが、息苦しさや不快を感じたりするときや熱中症予防のときには、マスクを着用しなくてもよい。

- ⑧ 試合中の選手へのアドバイスの場面では、選手同士、監督と選手の間隔を十分にとること。監督・コーチが審判員に近づくときは、最低2mの距離を保つ。
- ⑨ ペットボトルのまわし飲み、タオル、グローブ等の共用はしない。
- ⑩ 練習・試合前後に、可能な範囲で、用具、器具等の消毒をすること（バットのグリップなど）。また、試合中に、消毒することを認める。
 - ※ バット、ヘルメット、グローブ、打撃用手袋、ロジンバッグなどは各選手が使用し、可能な限り他の選手との共用しないように努め、共用しなければならない用具については、こまめに消毒を行う。
- ⑪ 試合の前後に、トレーナーや監督は選手の体調を確認し、体調不良者がいた場合、出場させない。また、大会本部へ報告すること。
- ⑫ 試合終了後は、速やかにベンチを開けるとともに、該当チームでベンチの消毒をできる限り行うこと。消毒用スプレー、消毒液等は各チームで準備する。
 - ※ベンチに消毒用スプレーを掛ける、ペーパータオル等に消毒液を浸しベンチを拭く等

【 体調不良を訴える者が出た場合 】

- ① 試合中および試合後、体調不良者が出た場合、速やかに大会本部に連絡すること。
- ② 大会終了後2週間以内に、感染症が発症した場合は、速やかに大会事務局へ報告すること。
- ③ 大会関係者より感染者が発生した場合は、直ちにホームページ等で情報開示する。

【 応援に関して 】

- ① 応援者は、前後左右に十分な距離をとるようすること。
- ② マスクを着用してもらうとともに、大声での応援や会話を控えてもらう。
 - 禁止事項： a)肩組み、飛びはね b)立ったり座ったりの繰り返し c)太鼓、トランペット等の鳴り物 d)メガホン、スティックバルーンの使用 e)大声 f)旗や応援タオルの振り回し
- ③ 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い症状がある場合の応援は、控えていただく。
 - ※ 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

【 移動に関して 】

- ① 借り上げバスや自家用車の乗り合いで移動する場合は、マスクを着用し、座席の前後左右間隔を十分にとり、車内の換気をすること。また、降車後、手洗い、うがい等行うこと。
- ② 公共交通機関利用の場合も、マスクを着用し、座席の前後左右間隔を十分にとるように努めること。また、降車後、手洗い、うがい等行うこと。

【 宿泊に関して 】

- ① 宿泊の際は、事前に宿泊所で新型コロナウイルス感染予防がなされていることを確認すること。また、宿泊の際は、宿泊所の予防対策を遵守すること。

【 その他留意事項 】

- ① 大会期間中は、至近距離での会話をしないこと（監督の指示等含む）。対面は、極力さけること（1～2mの距離をとること）。
- ② 発熱、咳、倦怠感等が認められ、新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合は、医療機関に直接行くのではなく、まずは居住市町村管轄の保健所等に電話等で相談し、その指示で医療機関へ受診すること。

○新型コロナウイルス感染症 帰国者・接触者相談センター 連絡先電話番号

青森市保健所	017-765-5280	八戸市保健所	0178-43-2291
弘前保健所	0172-33-8521	三戸地方保健所	0178-27-5111
五所川原保健所	0173-34-2108	むつ保健所	0175-31-1891
上十三保健所	0176-22-3510	東地方保健所	017-739-5421